

◇ **平成26年度 就学援助制度のお知らせ** ◇

よっかいちしきょういけいんかい がっこうきょういけい  
四日市市教育委員会 学校教育課

◆ **就学援助制度について**

四日市市では、義務教育の費用負担にお困りのご家庭に対し、就学費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しております。この制度を利用されたい方は、原則、各小中学校を経由して教育委員会に申請書を提出してください。教育委員会が必要と認定した場合は、学用品費、給食費等の費用の一部が援助されます。

◆ **対象者となる方**

経済的に困窮され児童生徒を就学させることが困難なご家庭で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護法に基づく保護を停止または廃止されたご家庭。
  - (2) 所得審査で四日市市の所得基準（裏面参照）に当てはまるご家庭。  
⇒ **所得基準外となった場合は、調査票を送付いたします。その後、家庭状況調査のために、民生委員・児童委員の家庭訪問があります。**
  - (3) その他特別な事情※があり、教育委員会が認めるご家庭。
- ※ 特別な事情とは…世帯状況の変化（死亡、離婚等）や特別な事情（転職、退職、病気、火災、事故等）により生計に著しい変化が生じた場合や、その他特段の事情による費用負担がある場合です。

◆ **援助項目、支給金額（年額）および支給時期**

援助項目	小学校			中学校		支給時期
	1年	2・3年	4・5・6年	1年	2・3年	
学用品・ 通学用品費	11,420円	13,650円		22,320円	24,550円	7月,12月,3月に 分割し各月中旬に 支給(中学校給食 3月分のみ4月)
給食費	45,100円		47,300円	給食を注文した場合のみ実費 額を支給		
新入学児童生徒 学用品費	20,470円	—		23,550円	—	5月下旬
合計	76,990円	58,750円	60,950円	45,870円 +実費額	24,550円 +実費額	—

上記金額は、4月から認定された場合の予定額です。  
新入学児童生徒学用品費は、4月認定者のみ支給されます。

上記以外の援助項目

- (1) 校外活動（遠足や社会見学等）の費用の一部および修学旅行費の実費（実施日に認定されている場合）
  - (2) 通学費の実費（片道小学校 4 km、中学校 6 km 以上で公共交通機関にて通学する児童生徒および拠点校に学区外通学する外国籍児童生徒等）
  - (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金および医療費※
- ※ 医療費についてはトラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫のうち、学校で治療の指示を受けた場合に限りです。

◆ **支給方法**

- (1) 支給日までに支給内容を記載した「支給明細通知書」を郵送します。
- (2) 振込は、保護者の指定口座になります。ただし、学校の集金に未納がある場合は、就学援助費を学校の集金の未納額へ充当させていただきます。

◆ **所得基準（参考）** 所得審査は平成25年中の所得で行います。

所得基準は、世帯構成・人数・年齢・住居の状況等によって異なりますので、下記の表は**おおよそ**の目安にしてください。**世帯全員（※1）の所得（※2）**を確認させていただきます。

家族構成（年齢）	所得基準概算額	収入概算額 （給与収入が1人の場合）
2人（35・11歳）	約203万円	約318万円
3人（36・10・7歳）	約269万円	約405万円
3人（37・33・11歳）	約230万円	約355万円
4人（40・41・14・9歳）	約287万円	約427万円

（※1）世帯全員とは…血縁であるにかかわらず**同一生計の方全員および住民票上同一世帯の方全員**のことを指します。ただし、**事実上別居で別生計の方は含めません。**

また、保護者等家計を支えている方が、単身赴任等により別居している場合にも、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含めます。

（※2）所得とは…給与所得者の所得は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。

事業主の所得は、確定申告書の所得金額です。

◆ **申請時に必要なもの**

- (1) 申請書・・・各学校または市役所9F教育委員会学校教育課にあります。
- (2) 印鑑（認印）
- (3) 平成26年1月1日に市外に住所があった方は、住んでいた市町村の平成25年中の所得が分かる証明書をとり寄せていただく場合があります。※（世帯で19歳以上の方全員分が必要）  
※ その場合は、学校より連絡させていただきますので取り寄せてください。

◆ **申請書の提出先**

- (1) 現在通学している学校へ提出してください。※
- (2) 兄弟姉妹で小・中学生が両方みえる方は、申請書は1世帯に1枚で結構ですので、小・中学校いずれかに提出してください。  
※ 学校への提出が困難な方は、市役所9F教育委員会学校教育課へ提出してください。

なお、経済的に困窮され児童生徒を就学させることが困難となった場合、随時申請書の受付をしています。

制度の詳細内容は各学校の就学援助担当者か教育委員会学校教育課（TEL354 - 8250）へお問い合わせください。

**就学援助は自動更新ではありません。**  
引き続き援助を希望される方も毎年申請書の提出が必要です。